令和７年
**1/31（金）まで**

【新小１・新中１】配布期間 R6.11～R7.1

# 就学援助制度のお知らせ

## 「入学準備金」を支給します

スマホやパソコンから
電子申請できます！

**！！就学援助認定中の場合も申請が必要です！！**
**！！認定には所得要件があります。詳しくは中面をご確認ください！！**

【対象の児童は？】

４月から
小学校１年生
です

→

- 入学準備金を申請できます
  57,060 円（令和７年３月 10 日支給）
- 令和７年４月～令和７年７月の就学援助の申請を兼ねています。

４月から
中学校１年生
です

→

（申請日時点）
就学援助の認定を受けている
または
申請中である

**はい** →

- 入学準備金を申請できます
  63,000 円（令和７年３月 10 日支給）

**いいえ** →

- 入学準備金を申請できます
  63,000 円（令和７年３月 10 日支給）
- 令和７年７月までの就学援助の申請を兼ねています。

【申請方法】

いずれの場合も、右記の電子申請入力フォームから必要事項を入力してください。

https://logoform.jp/f/khcyh

- 添付書類が必要な場合は、写真に撮ってデータを添付のうえ申請してください。データが不鮮明な場合や審査に必要な部分が写っていない場合は、再度、添付書類の提出を求めることがあります。
- 申請内容に誤りや修正がある場合は、再送せずに問い合わせ先へご連絡ください。
- 同一の児童について複数の申請がある場合は、最も新しい送信日時に申請された内容で認定審査を行うため、認定日・支給開始日が遅くなる可能性があります。
- 就学援助の認定の審査、支給にあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳および生活保護等各種扶助費の受給状況などの個人情報を三田市教育委員会が職権で閲覧することを承諾のうえ申請してください。
- 申請対象の児童が複数いる場合は、それぞれの児童ごとに申請が必要です。

【申請期限（令和７年１月 31 日）を過ぎてからの対応】

- 期限後は、入学準備金の申請受付はできません。令和７年４月に就学援助の認定を受けている場合は、入学準備金と同額の新入学児童生徒学用品費が支給されます（申請不要、令和７年５月支給予定）。
- 新中学校１年生・・・就学援助は随時、受付しています。就学している小学校または三田市教育委員会にお問い合わせください（申請が遅くなると支給開始日が遅くなり一部の費目を支給できなくなることがあります）。
- 新小学校１年生・・・4 月に入学先の小学校を通じて就学援助の案内を配布しますので、お待ちください。

【留意事項】

- 就学援助の認定の審査、支給等を行うにあたり、在籍する学校、三田市教育委員会から、問い合わせ・添付書類の提出を依頼する場合があります。
- 虚偽の申請、その他不正な手段による認定が判明した場合は、認定を取消し、支給を終了します。なお、既に支給した就学援助費について返還を請求する場合があります。
- 電子申請ができない場合は、「就学援助（入学準備金）申請書」を三田市教育委員会で配布します。市ホームページからダウンロードも可能です（右記の二次元コードからアクセス）。

## 就学援助制度とは？

### 1. 就学援助（入学準備金）の認定・支給を受けることができる人

対象：(1)～(3)全ての要件に該当する人

(1) 令和 7 年 4 月時点で三田市に住所を有する予定である

(2) 令和 7 年 4 月から三田市立の小学校・中学校・特別支援学校（高等部を除く）に就学予定の児童と同居する保護者

(3) 下記のAからCのいずれかの要件に該当する

A) 生活保護を受けている

B) 令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までの合計所得金額の合計が下記の基準金額以下である

| 世帯人数 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 1 人増える毎に加算する金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| ひとり親家庭以外 | 1,896,000 円 | 2,073,000 円 | 2,504,000 円 | 2,788,000 円 | 522,000 円 |
| ひとり親家庭 | 1,896,000 円 | 2,297,000 円 | 2,792,000 円 | 3,108,000 円 | 554,000 円 |

- 合計所得金額の合計…住民基本台帳上の世帯を生計を同一と考え、全員の合計所得金額を合計。ただし、住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人（単身赴任している人など）がいる、または住民基本台帳上の世帯に含まれている人で生計を別にする人がいる場合は、これらの人を加除します。
- 所得…「収入金額」から「給与所得控除・必要経費」を差し引いた金額。
- ひとり親家庭…ひとり親家庭の欄の金額を確認してください。「4.添付書類」のとおり、母子家庭等医療費を受給していない場合は、戸籍謄本の写しを添付してください。
- 心身に障害のある人と同居している…心身に障害のある人 1 人あたり 276,000 円を加算した金額です。「4.添付書類」のとおり、「身体障害者手帳」などをコピーして添付してください。

C) その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある

DV などの特別な事情で住民票は他市にあるが三田市に居住している人は、申請できる場合があります。詳しくは、三田市教育委員会までご相談ください。

### 2. 支給期間

(1) すでに在籍している児童（現小学6年生）・・・就学援助の認定を受けた日の属する月の初日から

(2) 令和 7 年 4 月から小学校へ就学予定の児童・・・令和 7 年 4 月 1 日から

いずれも、就学援助の支給終了日は令和 7 年 7 月 31 日までです。

ただし、支給期間内であっても、要件に該当しなくなった場合は認定を取消し、支給を終了します。

## 3. 支給金額

各基準日において、就学援助の支給対象となっている人に、下記のとおり支給します。また、入学準備金は、令和 7 年 3 月 10 日に支給します。

※生活保護の教育扶助を受けている人は、生活保護の教育扶助の対象外である修学旅行費のみ支給します。

| 就学援助費目 | 基準日 | 金額等 | | 時期・方法 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 入学準備金 | 3 月 1 日 | 小学校 1 年生<br>中学校 1 年生 | 57,060 円<br>63,000 円 | 3 月 | 口座振込 |
| 新入学児童生徒学用品費 | 4 月 1 日 | ※令和 7 年 4 月から就学予定の児童が対象です。<br>※入学準備金の支給を受けた場合、新入学児童生徒学用品費の支給を受けることはできません。 | | 5 月 | 口座振込 |
| 学用品費・通学用品費 | 毎月 1 日 | 小学校 1 年生<br>小学校 2～6 年生<br>中学校 1 年生<br>中学校 2～3 年生 | 970 円／月<br>1,159 円／月<br>1,895 円／月【注 1】<br>2,084 円／月【注 1】 | 11 月<br>3 月<br>7 月<br>【注 2】 | 口座振込 |
| 校外活動費 | 校外活動日 | 小学校　宿泊なし<br>小学校　宿泊あり<br>中学校　宿泊なし<br>中学校　宿泊あり | 1,600 円【注 3】<br>3,690 円【注 3】<br>2,310 円【注 3】<br>6,210 円【注 3】 | 随時 | 口座振込 |
| 修学旅行費 | 修学旅行日 | 小学校 6 年生<br>中学校 3 年生 | 実費<br>実費 | 随時 | 口座振込 |
| 学校給食費 | 毎月 1 日 | 小学校<br>中学校<br>※教育支援課から学校給食課に直接納付するため保護者の支払いはなし | 実費（238 円／食）<br>実費（275 円／食） | 【注 4】 | |
| 医療費 | 毎月 1 日 | 保険医療機関を受診する際の自己負担金に係る医療券を発行（上限 400 円）。対象疾病は【注 5】 | | 【注 6】 | |
| オンライン学習通信環境整備支援費 | 【注 7】 | 転入・転居者（小学校・中学校）<br>令和 7 年度入学小学校 1 年生 | 12,000 円<br>12,000 円 | 随時【注 7】 | 口座振込 |

※次年度予算の状況によっては、上記のとおり認定・支給できない場合があります。

【注 1】　通学用ヘルメットを新規購入した場合は、「学用品費・通学用品費」に通学用ヘルメット購入費として 1,000 円を加算して支給します。（中学校のみ）　※他の助成を受けた場合を除く。

【注 2】　学用品費・通学用品費は、4 か月分ずつ支給します。
8～11 月分＝11 月支給、12～翌 3 月＝翌 3 月支給、翌 4～翌 7 月分＝翌 7 月支給

【注 3】　校外活動費は、表の金額を上限に宿泊なしまたは宿泊ありのいずれか 1 回の実費を支給。

【注 4】　就学援助を認定したことで学校給食費の過払いなどが生じた場合は、後日、学校給食課が精算します。

【注 5】　結膜炎（アレルギー性は除く）、トラコーマ、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（健康保険診療の対象となる治療に限る）、寄生虫病（虫卵保有を含む）

【注 6】　対象疾病を受診する際の医療券として、学校の健康診断結果などにより随時交付します。不足する場合は、学校に申し出てください。

【注 7】　オンライン学習通信環境整備支援費は、下記①～③全ての要件に該当する人に 1 回線につき 1 回限り支給します（上限は、就学援助の支給対象となっている児童生徒数）。

①. 令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までの間（新小 1）または転居の日（住民票異動日）から転居の日以後 1 月を経過した日の間（小中学校の転入・転居者）に、オンライン学習のための通信回線の継続的な利用を開始した人

※　通信回線の契約名義人は、就学援助の認定の審査で生計を同一にすると認定された人に限る

②. 令和 7 年 4 月 1 日（新小 1）または転居の日以後 1 月を経過した日（小中学校の転入・転居者）に就学援助の支給対象となっている人

③. 令和 7 年 6 月 30 日（新小 1）または転居の日以後 2 月を経過した日（小中学校の転入・転居者）までに①に該当することが確認できる書類を三田市教育委員会に提出した人

※　通信回線の契約内容確認画面を印刷した書類等。郵送可

## 4. 添付書類

生計を同一にする人が、次のA～Cのいずれかに該当する場合は、添付書類が必要です。

| 事由 | | 添付書類 |
|---|---|---|
| A | 令和 6 年 1 月 1 日時点で、他の市区町村に居住していた場合 | 令和 6 年 1 月 1 日時点に居住していた市区町村が発行する令和 6 年度市民税・県民税所得・課税証明書 |
| B | ひとり親家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合 | 「戸籍謄本」の写し<br>※発行方法は本籍地に問い合わせ |
| C | 心身に障害のある人と同居している場合 | 「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者手帳」のいずれかをコピーしたもの<br>※有効期限がある場合は、期限がわかる部分も必要 |

※　生計を同一にする人…住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人（単身赴任している人など）を含みます。

※　「A 令和 6 年 1 月 1 日時点で、他の市区町村に居住していた場合」は、収入の有無にかかわらず添付書類を提出してください（児童生徒で収入がない場合を除く。）
必要書類が不足する場合は、期限を定めて提出を依頼し、期限内に提出がなければ、就学援助（入学準備金）申請書を返却します。電子申請の場合は受付していないものとして扱います（生活保護を受けている等、合計所得金額を求めなくても就学援助の認定の審査ができる場合を除く）。

※　「B ひとり親家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合」、「C 心身に障害のある人と同居している場合」であっても、添付書類の提出がない場合は、これらに該当しないものとして就学援助の認定の審査を行います。

問い合わせ
三田市教育委員会 教育支援課 学務担当
〒669-1595 三田市三輪 2 丁目 1 番 1 号 南分館 3 階
TEL 079-559-5136
問い合わせフォーム https://logoform.jp/f/5zpjN